

随意契約（相手方指定）調書

|       |                           |            |
|-------|---------------------------|------------|
| 件名    | 歯・口の健康づくり事業における歯磨き指導等業務委託 | No.5200640 |
| 工（納）期 | 令和6年3月29日                 |            |
| 契約締結日 | 令和5年10月26日                |            |
| 契約金額  | 5,574,280円（消費税込み）         |            |

|         |  |  |
|---------|--|--|
| 契約相手方   | 公益社団法人 東京都荒川区歯科医師会<br>(法人番号：1011505001621) |  |
| 相手方指定理由 | 別紙に記載のとおり。                                 |  |
| 備考      | 総価契約                                       |  |

## 業者選定理由書

|             |  |
|-------------|--|
| 件名          | 歯・口の健康づくり事業における歯磨き指導等業務委託  |
| 指名業者<br>(案) | 名称 公益社団法人 東京都荒川区歯科医師会<br>所在地 荒川区荒川四丁目2番21号<br>代表者 会長 松永 泰典   |
| 特命理由        | <p>本件は、区立小学校1年生、3年生、5年生及び中学校1年生を対象にしたう蝕や歯周炎等の予防対策事業のうち、歯磨き指導やフッ化物洗口指導等を委託するものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記法人を相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 上記法人は、各学校に勤務する学校歯科医が所属する団体であり、歯科健康診断の結果を踏まえた指導を行うことができ、効果的にう蝕予防指導等を行うことができる。</p> <p>② また、家庭で実施するフッ化物洗口に係る問い合わせ窓口を設けることとしており、その後の相談、通院、継続して洗口剤を使用していく場合は歯科医の処方が必要になるが、最寄りの上記法人加盟歯科医院で対応できるため、利用者の利便性を確保することができる。</p> <p>以上のことから、上記法人を相手方に指定した随意契約を締結する。</p> |
| その他<br>特記事項 | ○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号<br>(性質又は目的が競争入札に適さないもの)  |